

(2) 要支援認定者が新規申請(区分変更申請)を行った場合のケアプランの流れ



※1 暫定ケアプランの取扱いを行うにあたってはサービス利用前に届出書を熱海市に必ず提出しておくことが前提となります。

※2 サービス利用があつたにもかかわらず、サービス利用前に届出書が提出されていなければ居宅介護支援費及び介護予防支援費は請求できません。

※3 上記※1・※2の場合、届出書の遡りの受付は行いません。